



栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る栃木地方労働審議会の意見に関する公示

栃木労働局一般公示第1号

令和7年2月6日栃木地方労働審議会から栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、同法第9条第2項の規定に基づき、令和7年2月21日までに、栃木労働局長（宇都宮市明保野町1番4号）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年2月6日

栃木労働局長 川口 秀人

記

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定に係る栃木地方労働審議会の意見要旨

栃木県衣服製造業最低工賃（令和4年栃木労働局最低工賃公示第1号）の「3第1号の家内労働者に係る最低工賃額」に掲げる表のうち、次の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄を次のとおり改正決定すること。

品目	工程	規格	金額
男子既製洋服 背広上表	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻きなし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すそ裏の一部分について行うものに限る）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦人・子供既製洋服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

4 効力発生の日（予定）

令和7年4月21日

別紙

異議申出書

令和 年 月 日貴殿が公示した栃木県衣服製造業最低工賃に係る栃木地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住所

氏名

栃木労働局長 川口 秀人 殿